

第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの開催会場の公募について

令和4年4月
法務省大臣官房国際課

法務省大臣官房国際課では、令和4年12月に第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの開催を予定しており、本フォーラムの会場について、下記のとおり公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

記

1 第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの目的等

令和3年2月に京都で開催された京都コンGRESS・ユースフォーラムでは、安全・安心な社会の実現に向けた40項目の勧告が採択され、同年3月に開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）に提出された。同勧告は京都コンGRESSの議論に若者ならではの新鮮な視点を提供するものであり、各国から高い評価の声が寄せられたほか、京都コンGRESSの成果文書である「京都宣言」では、ユースフォーラムの開催などを通じた若者のエンパワーメントの重要性が指摘されている。そこで、法務省では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の協力の下、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期的を開催することとし、同年10月に開催された第1回に引き続き、本フォーラムを開催するものである。

2 第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの概要

(1) 開催日時：令和4年12月3日（土）及び同月4日（日）

(2) 参加者：来場参加者 100名程度を予定
基調報告者など関係者 20名程度を予定
オンライン参加者 60名程度を予定

(3) スケジュール（案）

令和4年12月2日（金）

会場設営・リハーサル

令和4年12月3日（土）

受付開始

（午前9時）

開会式・全体会合

（午前10時15分）

昼食

（午後零時10分）

分科会

（午後1時30分）

懇親会

（午後5時30分）

1日目終了

（午後7時）

令和4年12月4日（日）

分科会

（午前10時）

昼食

（午後零時）

分科会

（午後1時30分）

全体会合・閉会式	(午後4時)
全日程終了	(午後6時)
撤去作業	(午後9時)

3 会場の条件

以下の条件を備えた会場を確保できること。

(1) 会場全体の条件

- ア 京都府京都市内に所在していること。
- イ (2)の条件を満たす会場・施設等を確保すること（各会議場の附帯設備（音響・照明等）の使用を含む。）。
- ウ 建物内にエレベーター又はエスカレータを備えていること。
- エ 敷地内に駐車場又は駐車場所を有すること。
- オ 会場内において、セキュリティの確保された高速インターネット環境（有効転送速度1 Gbps以上）を確保できること。
- カ 空調設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が当日に常駐していること。
- キ 皇族御臨席の式典等の会場を提供した実績があること。

(2) 各会場・施設等の条件

ア 会議会場

(ア) 全体会合用会議室

必要数：1

想定人数：120名程度

広さ：900㎡以上

- その他：
- ・ 想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。
 - ・ 必要な机・椅子を備えていること。
 - ・ 会場内にステージ（舞台）を設置できること。
 - ・ 音響・照明設備、AV機器を備えていること。
 - ・ 講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイクを備えていること。
 - ・ プロジェクター、スクリーンを備えていること。
 - ・ 出演者が待機する控室を備えていること。

(イ) 分科会用会議室

必要数：2

想定人数：60名程度（1室当たり）

広さ：450㎡以上（1室当たり）

- その他：
- ・ 想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。
 - ・ 必要な机・椅子等を備えていること。
 - ・ 会場内にステージ（舞台）を設置できること。
 - ・ 音響・照明設備、AV機器を備えていること。
 - ・ 講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイクを備

えていること。

- ・ プロジェクター、スクリーンを備えていること。

イ 来賓等控室

必要数：3

想定人数：6名（1室当たり）

広さ：40㎡以上（1室当たり）

その他：必要な机・椅子等を備えていること。

ウ スタッフ控室

必要数：3

想定人数：15名程度（1室当たり）

広さ：100㎡以上（1室当たり）

その他：必要な机・椅子等を備えていること。

エ 講師等控室

必要数：1

想定人数：15名程度（1室当たり）

広さ：100㎡以上（1室当たり）

その他：必要な机・椅子等を備えていること

オ 参加者等控室

必要数：1

想定人数：15名程度（1室当たり）

広さ：100㎡以上（1室当たり）

その他：必要な机・椅子等を備えていること

カ 懇親会等会場

必要数：1

想定人数：120名

広さ：800㎡以上

その他：

- ・ 想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。
- ・ 必要な机・椅子等を備えていること。
- ・ 会場内にステージ（舞台）を設置できること。
- ・ 音響・照明設備、AV機器を備えていること。
- ・ 司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイクを備えていること。
- ・ プロジェクター、スクリーンを備えていること。

(3) 飲食物の手配について

ア 昼食の提供

(ア) 懇親会等会場又は分科会用会議室において、参加者等に対し、12月3日

(土) 及び4日(日)の昼食(飲料(ソフトドリンク)を含む。)を提供すること。

(イ) 食事の形式は、全日ともに着席(弁当方式)とする。

(ウ) 食事のメニューについては、各種の食物アレルギー、思想・宗教的な食事の制限に配慮すること。また、弁当には、メニュー表を付けること。

(エ) 昼食(飲料を含む。)は、1回1人あたり1,500円相当とし、実費精算とする。見積金額については、一律360,000円(税抜)を計上すること。

イ 夕食の提供

(ア) 懇親会等会場において、参加者に対し、12月3日(土)の夕食(飲料(ソフトドリンク)を含む。)を提供すること。

(イ) 夕食の形式は、着席(ビュッフェ方式、コース方式又は弁当方式)とする。

(ウ) 食事のメニューについては、各種の食物アレルギー、思想・宗教的な食事の制約に配慮すること。また、ビュッフェ方式の場合には、使用食材の英語表記を記したプレートをそれぞれの料理付近に配置すること。コース方式及び弁当方式の場合には、メニュー表をつけること。

(エ) 夕食(飲料を含む。)は1人あたり8,000円相当とし、実費精算とする。見積金額については、一律960,000円(税抜)を計上すること。

ウ リフレッシュメントの提供

(ア) 参加者等に対し、12月3日(土)及び4日(日)に、飲料水、茶菓子等を提供すること。飲料水は、各日缶ボトルで会議参加者に提供すること。

(イ) 飲料水は1本あたり300円相当とし、実費精算とする。見積金額については、一律72,000円(税抜)を計上すること。茶菓子等は、1人あたり600円相当とし、実費精算とする。見積金額については、一律144,000円(税抜)を計上すること。

4 会場借用期間

(1) 会場借用期間

ア 上記3(2)ア及びウについて

令和4年12月2日(金)午前9時から同月4日(日)午後9時まで

イ 上記3(2)イ、エないしカについて

令和4年12月3日(土)午前8時から同月4日(日)午後9時まで

(2) 会場使用時間

ア 上記3(2)ア及びウについて

令和4年12月2日(金)午前9時から午後5時まで

令和4年12月3日(土)午前8時から午後6時まで

令和4年12月4日(日)午前9時から午後9時まで

イ 上記3(2)イについて

令和4年12月3日(土)午前8時から午後1時まで

- 令和4年12月4日(日) 午前9時から午後6時まで
- ウ 上記3(2)エについて
令和4年12月3日(土) 午前8時から午後9時まで
令和4年12月4日(日) 午前9時から午後6時まで
- エ 上記3(2)オについて
令和4年12月3日(土) 午前9時から午後6時まで
令和4年12月4日(日) 午前9時から午後6時まで
- オ 上記3(2)カについて
令和4年12月3日(土) 午後零時から午後2時及び午後4時から午後8時まで

5 施設使用に係る借料の支払条件

- (1) 本公募による支払いは、施設使用料、附帯設備使用料及び飲食物の手配料とする。
- (2) 施設使用后、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

6 応募方法

本件公募に当たり、説明会の開催は予定していない。

応募方法等について質問がある場合は、下記(2)の担当者まで電話又はメールで問合せの上、応募者については、申込書(別添1)、実施証明書(別添2)及び証明資料を下記(4)のとおり提出すること。

なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は応募者の負担とする。

また、提出された書類等は採否にかかわらず返却しない。

(1) 申込書等提出期日

令和4年5月13日(金) 午後6時必着

(2) 問合せ・申込書等提出先

法務省大臣官房国際課 担当：竹中

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 20階

電話 03-3580-4111 内線(6781)

メールアドレス e.takenaka.mbp@i.moj.go.jp

(3) 応募資格

ア 自社で上記3の条件を満たす会場を保有し、運営する者であること。

イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

エ 法務省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 申込書等提出方法

申込書等書類一式については、(2)の担当者までに直接(持参)又は郵送により3部(正本1部及び副本2部)提出するものとする。

関連資料には、次の項目について必ず明記すること。

ア 標題は、「第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム会場の公募に関する書類」とし、同書類を作成した担当部署及び責任者を明示すること。

イ 書類に関する連絡先（担当者、電話番号等）を明記すること。

ウ 「実施証明書」については、事実を証明する資料を添付すること。

7 選定方法

(1) 提出された書類の内容等について、当省の担当者から質問をすることがあるので、速やかに対応すること。

(2) 応募後、必要に応じて、電話等による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学等を行う場合がある。

(3) 提出書類の審査や施設の実地調査により、上記3に掲げる各条件を具備し、借料、交通の利便性、本フォーラムを実施するに相応しいか等を総合的に判断し決定する。

なお、借料が周囲の一般的な施設と比較し、はるかに高額な場合や、予算上借用不可能と見込まれる場合等においては契約しない場合がある。

(4) 審査結果については、応募者全員に5月23日（月）頃に連絡する。

以 上